

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係表

金融事業者の名称		ヒューマンネットワーク株式会社		
■ 取組方針掲載ページのURL :		https://www.humannetwork.jp/information/fd/		
■ 取組状況掲載ページのURL :		https://www.humannetwork.jp/report/2021torikumiz2.pdf		
原則		実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
原則 2	<p>【顧客の最善の利益の追求】</p> <p>金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を堅持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を期すべきである。金融事業者は、こうした業務運営の企業文化として定着するよう努めるべきである。</p>	実施	<p>【方針1】適切な保険募集についての取り組み</p> <p>【方針6】お客様本位の業務運営の浸透に向けた取り組み</p> <p>【方針7】お客様の声を経営に活かす取り組み</p>	<p>【方針1】適切な保険募集についての取り組み</p> <p>【方針7】お客様本位の業務運営の浸透に向けた取り組み</p> <p>【方針7】お客様の声を経営に活かす取り組み</p>
	(注)	<p>金融事業者は、顧客との取引に関し、顧客本位の良質なサービスを提供し、顧客の最善の利益を期することにより、自らの安定した顧客基盤と収益の確保につなげていくことを目指すべきである。</p>	<p>【方針1】適切な保険募集についての取り組み</p> <p>【方針6】お客様本位の業務運営の浸透に向けた取り組み</p> <p>【方針7】お客様の声を経営に活かす取り組み</p>	<p>【方針1】適切な保険募集についての取り組み</p> <p>【方針7】お客様本位の業務運営の浸透に向けた取り組み</p> <p>【方針7】お客様の声を経営に活かす取り組み</p>
原則 3	<p>【利益相反の適切な管理】</p> <p>金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。</p>	実施	<p>【方針2】利益相反管理についての取り組み</p>	<p>【方針2】利益相反管理についての取り組み</p>
	(注)	<p>金融事業者は、利益相反の可能性を判断するに当たって、例えば、以下の事項が取引又は業務に及ぼす影響についても考慮すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 販売会社が、金融商品の顧客への販売・推奨等に伴って、当該商品の提供先から、委託手数料等の支払を受ける場合 ・ 料金が同一、同一グループに属する別の会社から提供を受けた商品を販売・推奨等する場合 ・ 同一主要取引先グループに法人営業部門と運用部門を有しており、当該運用部門が、資産の運用先に法人営業部門が取引関係等を有する企業を選好する場合 	<p>【方針2】利益相反管理についての取り組み</p>	<p>【方針2】利益相反管理についての取り組み</p>
原則 4	<p>【手数料等の明確化】</p> <p>金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料がどのようなサービスの対価に関するものかを明記し、顧客が理解できるように情報提供すべきである。</p>	実施	<p>【方針3】手数料等の明確化についての取り組み</p>	<p>【方針3】手数料等の明確化についての取り組み</p>
原則 5	<p>【重要な情報の分かりやすい提供】</p> <p>金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則4に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報が顧客とできるよう分かりやすく提供すべきである。</p>	実施	<p>【方針1】適切な保険募集についての取り組み</p>	<p>【方針1】適切な保険募集についての取り組み</p>
	(注1)	<p>重要な情報には以下の内容が含まれるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの基本的な利益(リターン)、損失その他のリスク、取引条件 ・ 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品の構成に際する金融事業者が販売対象として想定する顧客属性 ・ 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの選定理由(顧客のニーズ及び意向を踏まえたものである)に関する事項(理由をきむ) ・ 顧客に販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて、顧客の利益相反の可能性がある場合には、その具体的な内容(第三者から取り得る手数料等をきむ)及びこれが取引又は業務に及ぼす影響 	<p>【方針2】利益相反管理についての取り組み</p> <p>【方針4】お客様にふさわしい保険商品、サービス提供についての取り組み</p> <p>①お客様に適正な推奨販売をするための取り組み</p> <p>②お客様の意向に沿った分かりやすい情報の提供への取り組み</p>	<p>【方針2】利益相反管理についての取り組み</p> <p>【方針4】お客様にふさわしい保険商品、サービス提供についての取り組み</p>
	(注2)	<p>金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合に、個別に購入することによって得られる効果を顧客に伝えるとともに、パッケージ化する場合としない場合を顧客が比較できるように可能な範囲で、それぞれの金融商品の情報について提供すべきである(注3)。(注3)は手数料等の情報を提供する場合において共同適用)</p>	<p>【方針3】手数料等の明確化についての取り組み</p> <p>【方針4】お客様にふさわしい保険商品、サービス提供についての取り組み</p>	<p>【方針3】手数料等の明確化についての取り組み</p> <p>【方針4】お客様にふさわしい保険商品、サービス提供についての取り組み</p>
	(注3)	<p>金融事業者は、顧客の取引経緯や金融知識を考慮の上、明確な用語で、誤解を招かない分かりやすい重要な情報の提供を行うべきである。</p>	<p>【方針4】お客様にふさわしい保険商品、サービス提供についての取り組み</p> <p>②お客様の意向に沿った分かりやすい情報の提供への取り組み</p>	<p>【方針4】お客様にふさわしい保険商品、サービス提供についての取り組み</p>
	(注4)	<p>金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの構成を、分かりやすく行うべきである。構成が異なる類似商品の販売・推奨等を行う場合には、顧客に同一商品の内容と比較することが容易となるように配置した資料を用いて、リスクの異なる商品など基本的な構造をきむ、より分かりやすく丁寧な情報提供がなされるよう工夫すべきである。</p>	<p>【方針4】お客様にふさわしい保険商品、サービス提供についての取り組み</p>	<p>【方針4】お客様にふさわしい保険商品、サービス提供についての取り組み</p>
(注5)	<p>金融事業者は、顧客に対して情報を提供する際には、情報は重要な順に記述し、より重要な情報については特に強調するなどして顧客の注意を促すべきである。</p>	<p>【方針4】お客様にふさわしい保険商品、サービス提供についての取り組み</p> <p>②お客様の意向に沿った分かりやすい情報の提供への取り組み</p>	<p>【方針4】お客様にふさわしい保険商品、サービス提供についての取り組み</p>	

原則 6	<p>【顧客にふさわしいサービスの提供】</p> <p>金融事業者は、顧客の資産状況、取引経緯、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきである。</p>	実施	<p>【方針4】お客様にふさわしい保険商品、サービス提供についての取り組み</p> <p>⑤不適当な販売・勧誘行為を防ぐために</p>	<p>【方針4】お客様にふさわしい保険商品、サービス提供についての取り組み</p>
	<p>(注1)</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融事業者は、金融商品・サービスの販売・推奨等に際し、以下の点に留意すべきである。 <ul style="list-style-type: none"> 顧客の事情を把握した上で、まず、顧客のライフプラン等を踏まえた目標資産額や安全資産と投資性資産の適切な割合を検討し、それに基づき、具体的な金融商品・サービスの提案を行うこと。 具体的な金融商品・サービスの提案は、得られ取り扱う金融商品・サービスについて、各業法の枠を超えて横断的に、類似商品・サービスや代替商品・サービスの内容（手数料を含む）と比較しながら行うこと。 金融商品・サービスの販売先において、顧客の意向に基づき、実情に即した配慮した適切なフォローアップを行うこと。 	実施	<p>【方針4】お客様にふさわしい保険商品、サービス提供についての取り組み</p> <p>⑤不適当な販売・勧誘行為を防ぐために</p> <p>⑥契約後のアフターフォロー</p>	<p>【方針4】お客様にふさわしい保険商品、サービス提供についての取り組み</p>
	<p>(注2)</p> <p>金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合に、当該パッケージ全体の当該顧客にふさわしいかに注意すべきである。</p>	実施	<p>【方針3】手数料等の明確化についての取り組み</p> <p>【方針4】お客様にふさわしい保険商品、サービス提供についての取り組み</p>	<p>【方針3】手数料等の明確化についての取り組み</p> <p>【方針4】お客様にふさわしい保険商品、サービス提供についての取り組み</p>
	<p>(注3)</p> <p>金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の組成に当たり、商品の特性を踏まえ、販売対象として想定する顧客属性を特定・公表するとともに、商品の販売に携わる金融事業者においてそれに沿った販売がなされるよう留意すべきである。</p>	非該当	<p>金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」に対する当社取組方針・取組状況の非該当一覧表原則6の行</p>	<p>金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」に対する当社取組方針・取組状況の非該当一覧表原則6の行</p>
	<p>(注4)</p> <p>金融事業者は、特に、複雑又はリスクの高い金融商品の販売・推奨等を行う場合や、金融取引慣習を受けやすい属性の顧客グループに対して商品の販売・推奨等を行う場合には、商品や顧客の属性に即し、当該商品の販売・推奨等が適当かより慎重に留意すべきである。</p>	実施	<p>【方針4】お客様にふさわしい保険商品、サービス提供についての取り組み</p> <p>③高齢のお客様への配慮について</p> <p>④障がいのあるお客様への配慮について</p> <p>⑤不適当な販売・勧誘行為を防ぐために</p>	<p>【方針4】お客様にふさわしい保険商品、サービス提供についての取り組み</p>
原則 7	<p>(注5)</p> <p>金融事業者は、従業員がその取り扱う金融商品の仕組み等に、係る理解を深めるよう努めるとともに、顧客に対して、その属性に応じ、金融取引に関する基本的な知識を得るための情報提供を積極的に行うべきである。</p>	実施	<p>【方針4】お客様にふさわしい保険商品、サービス提供についての取り組み</p> <p>②お客様のご意向に沿った分かりやすい情報の提供への取り組み</p> <p>【方針5】お客様本位の業務運営の浸透に向けた取り組み</p> <p>②社員及び保険募集人への教育</p>	<p>【方針4】お客様にふさわしい保険商品、サービス提供についての取り組み</p> <p>【方針5】お客様本位の業務運営の浸透に向けた取り組み</p>
	<p>【従業員に対する適切な取組づけの枠組み等】</p> <p>金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するよう、設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な取組づけの枠組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。</p>	実施	<p>【方針5】お客様本位の業務運営の浸透に向けた取り組み</p> <p>【方針6】全社員が意欲をもって、働ける職場作りの取り組み</p>	<p>【方針5】お客様本位の業務運営の浸透に向けた取り組み</p> <p>【方針6】全社員が意欲をもって、働ける職場作りの取り組み</p>
	<p>(注)</p> <p>金融事業者は、各原則（これらに付随している法を含む）に関して実施する内容及び実施しない代わりに注記する代替案の内訳について、これらに即する従業員に対するとともに、当該従業員の業務を支援・検証するための体制を整備すべきである。</p>	実施	<p>【方針5】お客様本位の業務運営の浸透に向けた取り組み</p> <p>【方針6】全社員が意欲をもって、働ける職場作りの取り組み</p>	<p>【方針5】お客様本位の業務運営の浸透に向けた取り組み</p> <p>【方針6】全社員が意欲をもって、働ける職場作りの取り組み</p>
【照会先】				
		部署	コンプライアンス部	
		連絡先	03-6212-5858	